

延喜主税式諸國出挙本稻条の研究

— 延喜主税式研究(三) —

虎尾俊哉

私はかつて、本誌才十二号に「延喜主税式勘税帳条の研究」と題する註解的な研究を公にしたことがあるが、本稿はそれと同類の一連の研究の中の一部で、諸國出挙本稻条を稱種別、國別に検討したものである。そして本条の研究に当りては、なお、延喜稻の數量が如何なる基準、原理に基いて決定され、配分されているかという、謂わは、總括的、數量的な研究が必要であるが、その為の一つの準備的な研究という意味をもあわと持つものである。諸賢の御叱正を賜われは幸これにすぎない。

さて、本条は言うまでもなく諸國の出挙本稻数を規定したもので、その先蹤が弘仁式にあること

は、現存する弘仁主税式断簡によつて明らかである。而して、本条の規定が、律令時代の地方財政をまかなう収入源が令に規定された租の收入から出挙の利へと転換し、公出挙制が税制としての重要な地位を確立するに至つた爲に生じたものであることは申すまでもない。従つて本条について説かんとすれば、勢い奈良時代から平安時代初期へかけての地方財政の推移の全てについて言を用いざるを得なくなるであらう。また出挙制そのものについても公私を向わずその起源本質等について言及せざるを得ない。併し、それは本研究の趣旨からすればあまりにも範圍を越けすぎる恐れがある。そこで本稿に於ては、直接本條に關係の深い事柄についてのみ私見を鼎陳するに留め、本條に

記載された範囲内に向題を限定したいと思う。

なお、本條は極めて数字に關係の深い條文であり、数字はまた極めて誤られ易いものである。そこで單に諸本の校合からのみは敢い得ない誤脱が校訂本にも存し得るのである。そこで私は私なりに幾つかの点について数字の訂正を試み、その一部は既に発表したこともあるが、それらは何れも主として内容の検討から得られた結果であるから、才二節の国別の検討に於て必要に応じてふれる事とする。

最後に本條の読み方について附言する。例之は山城国の頃には、「修理駅家料一千束、池溝料三万束」とあり、大和国の頃には、「修理官舎料二万束、池溝料四万束」と見えてゐるが、これらの池溝料は何れも修理池溝料の「修理」二字を略した書法で、攝津以下の諸国の項目中に修理池溝料と見えてゐるものと同じ目である。従つて河内国の項に見ゆる堤防料も詳しくは上をうけて修理堤防料、伊賀国の堰河防料も同様に修理堰河防料であろう。

一、稻種別の検討

本條に見らるゝ如く當時の出舉本稻は正税、公廩、雜稻の三者に大別された⁽³⁾。そしてこの名稱がそのまゝ弘仁式までさかのほるかどうかは、弘仁主税式斷簡がこの最初の部分を欠佚しているの爲に明かではない。正税と公廩とについては向題はないが、雜稻については或いは雜色稻と呼ばれたかも知れない⁽⁴⁾。以下各稻について稻種別に起源沿革等を検討する事にする。

○正税

本條に於て用いられる正税の意味は、出挙すべき動用稻の本稻の意であつて、言い得可くんは出挙正税本稻の略称と言うべきものである。而してその息利は地方国衙に於ける一般的支出⁽¹⁾特に稻稲に目のあるものを除いて⁽²⁾にあてらるべきものであつて、天平の正税帳や延喜主税式下の正税帳の書式に雑用という名稱であらわされてゐるものが之に當ると言える。

然らばかくの如く各別の出奉正税本箱の額が定められたのは何時の事であらうか。それには、

出奉そのものが税法として発展して来た時期を知らねばならぬ。村尾融氏はこれを天平をさほと廻らぬ時期と推察されているが、⁽⁵⁾私にもすこし早く和銅年間ではないかと思う。というのは和銅五年八月三日の太政官処分に諸国郡稻の乏少をのべ、「宜准国大小割取大税以充郡稻相通出奉所息之利隨即充用」と規定しているからである。即ち、この時の出奉の利は、副次的に官稻の増加をもたらしに役立つという消極的な役割を果たすと言うより、支出を支弁せんが為に出奉せんとする積極的な意義を担ったものと考えられるのである。⁽⁶⁾そしてもし出奉にかくの如き税法としての意味が附加されて来れば、これに伴つてその額が規定されて来る事は考へ得られる所であつて、この官処分の文面上には明記されていないが、僅かに「国の大小に准じて」と言う一句の中に、この事を偲はせるものがあると思う。一歩ゆずつて、和銅年間を早きに失するとしても、右述の官処分を以て、後に確

立し来る出奉正税額の規定の先蹤と見做す事は出来るであらう。

この後、明瞭に出奉正税額を決定したと思われるのは、天平宝字元年の事である。即ち統紀同年六月廿三日の條に

始制諸国論定教・隨国大小各有差。争具別式。と見えてゐるが、此處に言う論定教とは正税に際して言われたもの、抹である。勿論、論定というのは本末字義通りの意味に用いられた例もあり、正税だけに喩して言われるものとは限らないが、⁽⁷⁾

其論定公廩及雜色等稻出奉息利(類聚国史延暦十四年四月一日)

論定公廩及雜色稻出奉息利(後紀大同元年正月廿九日)などに見ゆる論定は、論定の公廩及雜色稻と解するよりも、論定正税を略して論定といつたと見る方が妥当のように私には思われる。そして、

增加出羽国出奉論定稻六万束公廩稻十四万束(類聚国史天長元年五月廿三日)

の如きに至つては論定稻が完全に正税稻の代名詞となつてゐることは弘仁稻と延喜稻との比較によ

つて明らかである。この様な類例を参考にすると、さきの論定数を制すとは、正税の出挙額についてのことと解すべき可能性は頗る大きいと言わなければならぬ。そして、「事具別式」というのは、続本紀編纂当時存した別式にあると言ふ意味の、編纂者の注文の如き立言と解す可きであらうから、この時定められた額は平安初期まで引き継ぎ現行法であり、恐らくは弘仁式に受けつがれたものであろう。但し、その具体的な数量は不明である。文中「国の大小に随つて」とあるので、あたかも天平十七年の公廩稻の場合へ（大國四十万束、上國三十万束、中国二十万束、下國十万束）と同様、國の等級別に額が決定されたかの如く思われなくてもないが、かつて天平十七年の條には公廩稻の額の明細を掲げた続紀編纂者が、ここまでは「事具別式」という形でこれを略している事は、この時、國別に相当とまかく決定された事を示すようである。恐らく弘仁式に見えるものには近いものであつたのではあるまいか。

。公廩

公廩稻の先蹤は「國儲」に在ると思われる。即ち、統紀神龜元年三月廿五日條には、

今七道諸國依國大小割取稅稻四萬已上二十万

束已下、毎年出挙、取其息利以充朝集使在京

及非時差使、除運調庸外向京担夫等糧料。

と見えているが、大同五年二月十七日の官符によれば、これは國儲と呼ばれた事が分る。而して公廩の公定の用途を最も良く示していると思われる延暦元年十二月二日の詔に

公廩之設、先補欠貢次割國儲。然後作善処分

と見える事や、延暦十七年正月廿三日に公廩稻出

挙が停止された時に、その代りに正税の利を割いて、國儲及國司俸が**おかれた事**（**史八四**）など

によつて考之ると、國儲なるものは公廩稻の用途

として重要なものであつた事が分る。殊に後者は

公廩稻の實際が國儲と國司俸であつた事を示すも

のである。従つてこの國儲の設置は公廩稻設置の

先蹤をなすと言う事が出来るのである。

但し、公廩稻の設置自体の目的は、國の等級別

の出挙額を制した天平十七年十一月廿七日の太政官奏に「其官物欠負未納之類、以茲令填。不許更申。」(延暦交替式及び統紀)と見える如く、欠負未納の補填に用うる事を主目的としたものであろうから、直方に国儲の設置と同一ではないが、地方財政のやりくりの余裕を生み出すべき機能に於ては相通するものがあると言つて良い。その後の公廩稻の運命が、専ら国司の俸料としての機能のみに終始した事は改めて説くまでもない。これは全国の国島に置かれたものであるが、始めから設置されなかつた所もあるらしい。さきの天平十七年の制には言及されていないが、対馬・多岐の両島の如きも實際には設置は不可能であつた事が、天平宝字四年八月七日の符によつて知られる。

。雑稻

雑稻とは読んで字の如く種々の出挙官稻の意で、出税、公廩以外の出挙官稻の總称である。その起源沿革は各個に異り、或るものは全国的に設置され、あるものは特定の地方にのみあり、あるもの

は特定の国にしか無いという風に全く夫とまりが無い。所が惟宗允亮も

五畿七道諸国出挙正税公廩雜稻、依国大小雜稻多少至于色目大略如此。此中、正税公廩国分寺文殊会池溝救急等料諸国共心所置也。へ(政事要略五十三、交替雜事、雜田)

と言つてゐる程に、雑稻中でも、国文寺料、文殊会料、池溝料、救急料は原則として各国に設置されたものである。そこでこの点に着目して、之を雑稻甲類とし、然らざるものを雑稻乙類と分けて考察する事とする

先づ雑稻甲類の四目を順次考へて行く事としよう。

(1) 国分寺料……或いは修理国分寺料とも呼ばれる。その創設は天平十六年七月廿三日の事で、額は僧尼両寺で国別計四万束、その利は造寺用にあてられる事になつていた(統紀同日條)。天平神護二年八月十八日の官符によれば、この料稻は造寺料稻とよばれていたらしいが、周知の如く当時の「造」字の用例は修理の意味を含んでゐるから、最初は

進寺用として設けられ、後に修理用に転換したと
嚴密に解する必要はない。⁽⁹⁾

この国分寺料は原則として各国に設置されたものであろうが、統紀神護景雲二年三月一日の條によると、佐渡国造国分寺料一万余はこの時まで越後国で出挙していた事が分る。こういう例は外にもあつたと見えて、弘仁式の斷簡によりて檢すると、畿内、東海道諸国については不明であるが、他の六道諸國中、大隅、薩摩、吉岐、対馬、多氣の諸国島になく（この中、大隅国の方は日向で、薩摩国の方は肥後で、吉岐島の方は肥前で出挙）、延喜式に於ても、志摩、安房、出羽、吉岐、対馬の諸国島にない（この中、志摩国の方は伊勢、参河両国で、吉岐島の方は肥前で出挙）、その額も弘仁式、延喜式ともこの四万束の通りの国はむしろ少く、或いは増加し、或いは減少している。尚、後紀弘仁二年九月八日の條に

令諸國依旧出挙修理國分寺料

と見える所から考えると、国分寺料はこの時より以前の某時期に一時停止された事があつた様であ

る。延暦十七年に公廳稻が一時停止された事があ
るが、それと同じ頃かも知れない。

(四)文殊会料……文殊会は毎年七月八日に全国で行
われる文殊菩薩供養の法会であるが、その創始は
天長四年十一月十三日であつて、その時の規定で
は会料として枚急料の利の三分の一を充用する事
になつていた。その後会料に不足を生じた為、承
和七年三月十四日に至つて、この文殊会料なる雜
稻が設定され、大上国各二十束中下国各一千束が
定められ、この利を加えて会料とする事になつた
のである。⁽¹⁰⁾従つて本條に言う文殊会料は、会料の
全てを支弁すべき出挙本稻ではない。なお、この
目は承和七年の設置であるから、弘仁式には見ら
れず、貞観式に於て追加されたものであろう。延
喜式に於ては攝津、志摩、吉岐、対馬の諸国島に
見えないが（この中攝津の方は脱落し）、他の諸
国の額は承和七年の規定と完全に合致している。

(ハ)枚急料……延貞交替式には

凡枚急料稻國司出挙・毎年以其息利給之絶助
兼桑。但举任民情莫必滿數。雖之借貸不責息

と、本稻の用途を示した規定がある。その創始の期は明確でないが、この目が弘仁式に見えない事、及び前記の如く天長四年文殊会の会料に救急稻の利の三分の一を用うる事を示している事から判断して、弘仁十年以後天長四年以前の向に在ると言えよう。その額は延喜式に見える六十六ヶ国(安対馬なし)の数字を処理すると、恐らく大国十二万束、上国八万束、中国六万束、下国三万束の差をなし、て定められたと思われる。⁽¹⁾そして恐らく幾つかの国には例外も認められたのであろう。この救急料の利は、実際には種々の事に使われたらしい。勿論その三分の一が既に文殊会料に使用されているが、その外にも、天長六年五月廿日、水車の設置を令するに当りて貧乏の輩で作備に堪えざる者は国司が作つてやり、且つ修理も施してやる事になつてゐるが、その料もこの稻の利で支弁して居り(三代)。又、承和二年六月廿九日には浮橋、布施屋の修理にも支弁した事が分る(三代)。その外、加賀の国では元慶三年には二十年を限つて一

部を修理官舎料に廻す事が許され(三代実録、元慶三年五月廿三日)。また、毎年二月の仁王般若経講演の料稻にも使用された事が知られる(同前、元慶五年八月十五日條)。
 (二)修理池溝料：本料の設置は天長二年十二月廿一日で、その額は大国四万束、上国三万束、中国二万束、下国一万束であった。(貞観交替式、天長三年七月十五日)勿論弘仁式には見えない。延喜式に於ては、志摩、甲斐、飛騨、陸奥、備中、筑後、(薩摩)対馬の諸国に見えないが、これらの国の中、甲斐国には修理堤防料、備中国には修造堰溝料があり、これを以て代えたものであろう。就中後者は弘仁式にも見えてゐるので、この事から類推すると、東海道たる為に弘仁式断簡に見えない甲斐の国の分も、更には修理池溝料と併置されている河内国の修理堤防料、伊賀国の修理堰河防料等も弘仁式から引き続き存した可能性が強い。尚、延喜式では四十五ヶ国が国の等級による前記の差数と合致してゐる。

次に雑稻乙類については、その全てについて本

項に説く事は業に違ふるので、これを次節の国別の検討にゆずり、此處では比較的多数の国に見られる俘囚料と菜分料の二種について記する事とする。

(ホ) 俘囚料……俘囚料は内地に移住せしめた俘囚に給せられた公糧を支弁せんが為の出挙稻三、その起源は、弘仁式に見えない事、及び類聚国史承和十四年七月四日條に

減給日向国俘囚秣料稻一万七千六百束以俘囚死盡存者莫少也

と見える事より考えて、弘仁十年以降承和十四年に至る向に在ると思われる。延喜式によつて検すると、この目のある国は三十四ヶ国に及び、佐渡、土佐、日向の中國三ヶ国を例外として、他は全て大上国に設置されている。また畿内はさけていた林である。尚、遠江国に妻俘料と秣する者があるが、之は俘囚料と同一であらうか。妻俘と俘囚との両語の向に差別を用い難い事から、之を異種のものとする事は出来ないようだが、然らば名秣の相違は何に基くか。恐らく、遠江国の妻俘料は早

く設置されて弘仁式にもあり、その後某時期に俘囚料が諸国に一斉に設けられた際、この国のみ旧を存して妻俘料と秣したのであるまいか。即ち備中国の修造堰溝料と同一のケースと考えるのである。

延喜主税式の後條に、

凡俘囚料稻置三年儲之外混合正税、
と見える点から考えると、この稻の本税は常に秣の三倍を確保し、残りは正税に混合するといつたのであるから、俘囚料の支出は年によつて差があり、次第に貯蓄が増大する性質のものであつた事が知られる。

(ハ) 菜分料……弘仁式に於ては菜料の名の下に六ヶ国に見え、何れも一万束である。(東海道にもあつたと思われるが不明)延喜式に於てもその設置の国、及び額は決して変化していない。何れも大上国のみで十四ヶ国を数える。これによつて見ると某時期に統一的に設けられたらしく、その用途は瀧川政次郎博士の如く、部内疫民の施薬料に充つる為に官稻を出挙するもの⁽¹²⁾と解す可きではなく、京都の皇子宫職

の産米院の葉料に於てゐる為のものと解すべきであらう。延氏主税式に

凡諸國雖申請減省雜官稻、不可減產米院葉分稻。

と見えてゐる事はこれを証する。今、一万束を出挙して利三千束を得るが、もしこれを米に於いて束送するものとすれば、その額は一五〇石となる。之は天平勝宝七年九月廿六日の越前國雜物收納帳に「葉分米百六十石十斗五升」とあるのが大差なく、之の越前國の葉分米も束送されたものであらうが、當時既にこれが出挙雜稻の一色となつていたかどうかは不明である。

二、國別の検討

本節では、國別に逐次検討していくこととするが、前節で説明を省いた雜稻の種類については、それがニヶ国以上にわたる時は、原則として初出の國で説明し、後出の國では繰返さないことを預めお断りしておきたい。

一 畿内諸國

畿内は一般に雜稻の種類が他の諸道に比較して少い点が特徴である。

・山城國

先ず寺料であるが、嘉祥寺、海印寺、云慶寺、円覺寺、東光寺の中、寺料設定の史料的に明かなのは円覺寺料一千束のみである。三代実録、仁和二年六月廿日の條によれば、この寺は元慶五年三月十三日に官寺に列せられ、仁和二年清和院の稲一千束を國司に附して出挙せしめ、その息利を長明燈料とする事になった。この際注意すべき事は、この創始を求めた清和院の牒に「望請准安祥寺以一千束付國司每年出挙、請其息利於近寺愛宕郡（文德）常燈分」と見えて、安祥寺を先例として引いてゐる事である。所でこの安祥寺は斉衡二年六月一日に定額寺となり、同時に稲一千束が燈油料にあてられた。（文德）額も等しい所から考えると、この一千束も出挙せしめたものであらう。とすれば一般に諸寺が定額に預る時、或ひはそれから遠かゝらずして、寺料の稲が設定されたのではないかという推測に導かれる。もしこの推測が許され、は、

本條に見える海印寺、元慶寺についても前者は嘉

祥四年三月廿三日、後者は元慶元年十二月九日に

それそれ定額に預つたのであるから、この両寺の
寺料の設定の時期も推測に難くない事となる。併
し、之は確言出来ない。延喜五年九月廿一日に定

額寺となつた勸修寺については、延喜稻に寺料が
見えていないから、定額に預る事と出挙寺料の設
定との關係は必ずしも密接でなく、またその時代
によつて燈分料附与の方法に差異があつたかも知

れぬからである。次に修理駅家料一千束は駅の維
持費としての基本賤を設定したものであろうが、
この目の見える国は山城の国の外には丹波、播磨、
備前、備中の諸国である。其中後三者は唯一の大

路たる山陽道の諸国である。一般に駅の維持費は
正税から支出すべき建前であつて、これらの諸国
は交通量の増大に伴い、特別の措置が取られたも

のである。その時期は何れも不明である。なお、
交易範圍八千三百卅三束三分の末尾の「三分」二
字を私は衍であらうと思つてゐるが、その理由に
ついては既に述べたことがあるのでくり返さない。

。大和国

この国の寺料はその國柄甚だ多いが、その中起
源の明らかなのは灵安寺料四千束及び子嶋寺料四
百束のみである。既に、前者については弘仁七年
十月廿三の官符に

出挙灵安寺料稻四千束事

右大臣宣、奉勅、如南此寺構作年久、徒有

伽蓝之名未修說法之事。宜割正税四千束毎年

出挙用其息利充春秋備過并修理料

と見えて、その起源を示すと共に、所謂寺稻なる
ものゝ用途が法会料と修理料なる事も知らしめて
くれる。恐らくこの目は弘仁式にも存したものと
思われる。次に後者については、三代実録、仁和
元年十月三日條によれば、この日大藏善行の私稻
四百束を燈分稻として国司に附して出挙せしめる
ことに始まる。尚、この時の善行の辭によれば、
これ以前から「長谷壺坂兩精舍、並有燈分稻、付
国司出挙」とあつて、これが本條に言う豊山寺料
二千四百束、壺坂寺料三千束に相当するものであ
らう。修理官舎料二万束、この目のある国は大和

の国の外に和泉、美濃、出羽、丹波、長門の諸国で、近江には修理国府料なるものがある。また西海道諸国に特有のものとして修理国官舎料なる目があり、これは筑前筑後豊前豊後肥前肥後の六ヶ国に分配されている。これらは何れも官舎の修理料を支弁すべき本稱であろうが、その起源は弘仁の終り頃かと考えられる。即ち、弘仁十四年五月三日の官符によると、越前、加賀の兩國に各二万束の正税を用いて官舎の修造を許したに因りて、但其代出_二奉_一正税令_二墮_一。又、自茲以後、若有_二申_一修理料稱者亦_二宜_一准_二之_一出_二奉_一令_二墮_一。と規定され、當時はまだ雑稱の一目として修理官舎料が設定されるまでには至つてないが、次第にその傾向に在る事を示すものと言えよう。尚、延喜交替式に

凡諸国司官舎永置修理料、隨被修理、割利且修造、三年之後積利為本、本即返庫、

とある條文は、この修理官舎料の事と思われるが、「三年之後云々」の一句の意味はよく分らない。
河内国

この国には修理池溝料の外に修理堤防料一万束

がある。之は前に考えたように修理池溝料の説定以前から存した可能性がある。三善清行の意見十二條中勸学田の沿革を記した部分に、河内国茨田波川両郡の勸学田五十五町が頻りに洪水に遭つて皆大河となつた由をのべて、この国が治水になやんだ事を示しているが、続日本紀の記載を拾つても

天平 648 河内国狭山池隄決、以單功八万三

千_二修造_一。

662 河内国長瀬隄決、發單功二万二千

二百余人修造

宝龜 722 修造志紀瀧川茨田等隄單功三万余

人

延暦 3910 河内国茨田郡堤決一十五処、單功

六万四千余人給粮築之

41027 河内国破壞隄防三十処單功三十万

七千余人給粮修築之

の如く、他国には見られない程多くの隄防修理の記載を残しているし、遂に延暦元年三月十六日に至り、時に民部大輔として攝津大夫を兼ねていた

和氣清麻呂の奏言によつて、彼の差配の下に軍功二十三万余人の計画で河内攝津兩國の堺に放水路堀南の土木事業が行われるという有林であつた。従つて、この國の堤防修理に關する關心は強からざるを得ず、弘仁初年には修理堤防料としての出挙錢が行われている。後紀廿一、弘仁二年四月十一日の條に

勅、河内國稅分錢三百貫、便充當國限三箇年出挙收利為造堤料

と見え、又、同紀弘仁三年七月廿六日の條に

賜山城攝津河内三国新錢各二百卅貫。出挙取利充隄防用

と見えてゐるのがそれである。これらが修理堤防料の先駆をなすものであろうか。

。和泉國

卷尾寺觀音堂料五百束・沿由不明。勅旨庄御稅一千束。これもよく分らないが、或いは和泉宮の維持費にあてられるものであつたらうか。尚、康保四年十二月一日の官符（類聚符宣抄八）に和泉守の解を引いて、「此國公解本額八万束也」と見えて

いるが、この数字は本條と合う。

。攝津國

大日寺料五千束、沿由不明。この國に文殊會料のないのは不思議である。皇典講究所版校訂延喜式の校訂者は「恐脫文殊會料」としてゐるが、和名抄國郡部に見える出挙稻の数字は本條の雜稻の小計とも全体の合計とも一致するので、脱落と一概にも言えないようである。もしあれば二千束である。

二、東海道諸國

東海道に於ては、畿内に近い參河以西に雜稻乙

類が少く（畿内よりも少い）、遠江以東に雜稻乙

類が飛躍的に多いという特徴がある。

。伊賀國

この國には修理池溝料の外に修理堰河防料一千束があるが、沿由は不明である。

。伊勢國

修理志摩國分寺料三千束、同額が參河國にも見えて計六千束、これは他の諸國の國分寺料中の最

低額五千束(教ヶ国にあり)よりや、多いが、概して妥当な数字である。享保本の如く本條を削つて参河国の分のみにとどめるのは誤りであろう。

。志摩国

正税と救急料しかないのは、この国の担税能力が低いからであろうが、それにしてもその出挙率も例外的に高い。また、何故束把で表わさず、斛斗であらわされているかも研究を要するが、よく分らない。

。遠江国

大安寺料四万九千束 大安寺料は遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、常陸と東海道六ヶ国に集中されており、その總額は十八万二千九百束に及んでいる。その起源沿革等については水野柳太郎氏の研究に詳しいので、それにゆずる。(14)白羽官牧馬直四千四百六十束、馬牛直の目の見えるのは、この外に駿河半、相模(寫牛)、武藏半、上野(牛)の都合五ヶ国である。これは諸国の賣する年料の馬牛を民間に求むる支出にあてるものである。詳しくは駿河国の項にゆずる。

。駿河国

葉師寺料八千束、当国の外、武藏、安房、上総下總、常陸、美濃の諸国に在り、總額二十一万六千束に及んで、寺料中の才一位に位する。大安寺料と同じく、天武天皇の九年その創設に當つておかれたものであろう。尚、寺料設定の国には変化があつたものと見え、弘仁式ではこの外、上野国にもあつた事が思えてゐる。官牧牛直一千三百卅四束、この起源については總後紀承和十二年三月廿七日の條に

駿河国言、官牧牛百頭放飼多煩、望請依數賣却、其直者混合正税永為出挙、以其息利年料御牛買備民間、依例貢上者、許之。

と思へてゐる。これによつて類推すると、前にあつた他の諸国の馬牛直もやはり同様なものと思われ、国司が馬牛を直接飼育する事をやめて（全面的に或いは部分的に）、出挙の利権を以て購入する便法を、何らかの理由で認められた国々が此処に名を連ねてゐるのであろう(上野国)。前掲五ヶ国の馬牛直が何れも端数を見せてゐるのは、こ

の馬牛直を設置した時の賣却の價が本稻になつて
いる為だとも考へられない事は無いが、当国の一
三三四束の如きは利稻四〇〇束を得る如く定めら
れたとも考へられ、左右馬式の諸国所賣繫飼馬牛
敷に、駿河牛四頭とある事と併せ考へると、同地
方の牛の直が一頭百束という公價で計算されたこ
も思われるのである。たゞ他の国々については右
の如き数字的な処理が出来ないので何も言えない。

。伊豆国

三嶋神料二千束、弘仁、延喜の雜稻中には寺料
は誠に多いが、神社料は極めて少い。外には陸奥
の衆塩竈神料、出羽の月山大物忌神祭料及び淡路
の大和太国魂神祭料の三つを数える丈である。何
故これらの神々にのみ出挙神料が設定されたか、
またその時期は何時かという事は不明である。禪
院料一千束、これは謄み方の例からしても大安寺
禪院料であろう。大安寺御藍縁起并流記資賦帳に
「合禪院舎捌口」と見えている。国分二寺供養料
一万束、国分寺料の外にこの料を設定されている
のは外に類例がない。これについては徴すべき文

献もない。三神寺料二千束、沿革不明。

。甲斐国

堤防料二万束は單に上に修理二字を脱したもの
か、或いは修理池溝料三万束の八字を脱したもの
であろう。私は後者ではないかと考へる。併し、
確言は出来ない。

。相模国

鎌守府公廨五万四千卅七束、これは五万四百卅
七束の誤記と思われるが、この点については別稿
で述べたことがあるので省略する。(15)

。武蔵国

菟寮四王料七千七百束、近江国の菟寮寺に四王
堂があつたのであろう。(類例として美濃国に延
暦寺四王堂料がある)。この菟寮寺が、その名の
示す通り菟天帝釈の像を安置せる寺であつた事は、
十訓抄卷六、「藤原百川造像奉祈禱武天皇御即位
事」によつても知られるから、四王堂の存した事
は察するに難くない。悲田料四千五百束、これは
外に類例が全くないが、その沿革については、続
日本後紀天長十年五月十一日条に明らかである。

即ち同日武藏国では公私行旅飢病者を救う爲に多
磨と人間の両郡の境に悲田処をおき屋五宇を建て
国司六人の公廩を割いて出挙し、その息利を以て
経営すること許された。これがこの悲田料であ
ろう。勅旨繫飼御馬秣料二千廿束、これの類例と
しては、上野国に勅旨御馬秣料四千七百廿束、同
繫飼御馬秣料五千九百束があるのみである。何れ
も当該国内に在る勅旨牧の勅旨御馬の秣料を支弁
するものであろうが、起源沿革の詳細は不明であ
る。

。安房国

安居僧供料一千束 金光明寺の安居の料は原則
として正税を用うべき規定であつた事は民部式に

凡諸国金光明寺安居、講説最勝王経居会
同寺。

其布施甲当処官物数見主
税式

と見え、又、主税式には諸国の安居の布施や供養
の数量を定めて、「並用正税」と思っている事から
明瞭である。従つてこの国の場合は特例であろう。
国分寺料も見えない。

。上總国・下總国（特記すべき事なし）

。常陸国

交易料卅二万束 この交易料の内容は恐らく民
部式下に見える交易雑物であろう。これは本末正
税を以て交易して進上すべきものであるが、この
国は特例としてこの目が設けられたらしい。併し
それにしても四十二万束というのは莫大な額であ
る。これとほゞ山城一国の總出挙額に匹敵し、
これに及ばない国も少くない。従つてこの交易料
が交易雑物の用料であらうと推定する為には、当
国の交易雑物の額が莫大であるという裏づけを必
要としよう。そこでこの点を調査する為、常陸
国に近く産業構造も近似していると考へられ、従
つて交易雑物の種類も他の国に比すれば近似の多
い上總、下總、上野の三ヶ国と比較し、更にこの
常陸国の交易料は本末正税からの支出を代替して
いると見るのであるから、この四十二万束を正税
の五十万束に加えて九十二万束とし、一方、上總、
下總、上野三ヶ国の正税の合計が百万束となる
事に着目してこの両者を比較して見たが、その結
果は左表の通りである。

品名 目(單位)	上總	下總	上野	(合計)	常陸
	40万束	40万束	30万束	110万束	92万束
繩(疋)	50		50	100	100
布(端)	1590	1590	1509	4689	4000
商布(ッ)	11420	11050	7731	30201	13000
唐布(ッ)				0	700
木綿(疋)	470			470	0
履料(張)			20	20	9
鹿皮(ッ)	50	20		70	20
鹿革(ッ)			20	20	0
洗革(ッ)	100			100	100
皺革(ッ)		10		10	10
腐革(ッ)	8			8	0
鹿角(板)	10			10	10
席(ッ)	900			900	600
細貢席(ッ)			60	60	0
鞍橋(疋)				0	10
鞆(ッ)				0	20
鐘(ッ)	20			20	0
紫革(疋)		2600	2300	4900	3800
苧(ッ)			80	80	0
櫛子(合)	4	4	4	12	4
太鼈(口)	0			0	10

確かに常陸一國の交易雜物は額は大きく、他の三
 國合計との対比も110対92の比例こそなしていない
 が、さほどひどいアンバランスでもない。(16) 大学寮
 料五万四千束、この外近江、越中、丹後、備前、
 伊豫の諸國に大学寮料が見えている。これらは何
 れも大学式の次の三條の規定と相応するものであ
 る。

凡常陸國稻五万四千束、近江、越中、備前、
 伊豫國各一万束、預國司出拳以其息利春未并
 交易輕物、毎年附貢調使送納、忝於寮家雜用。
 若有未進移主計寮抱使返抄。

凡丹後國稻八百束預國司每年出拳、以其息利
 交易味物送寮、充學生等菜料

學生等年中食料塩者仰備前國司每年出拳正稅

一されていぬ事にはさほど深い理由もあるまい。
勢多橋料一万束、之に類したものとしては播磨・
美作、阿波に道橋料というのがあるが、これは勢
多橋のみに限するものまで、趣がことなる。沿由
は不明である。

。美濃国

雑稻中、薬師寺料二万七千束と薬分料一万束は
弘仁式と同一、延暦寺惣持院料四万束、同寺四五
堂料四万束の中、後者については三代実録元慶二
年五月十五日條に

勅、令美濃国毎年春送延暦寺四王堂佛僧供料
息利稻白米十斛黒米十斛。

と見えてその沿由の一端を知り得るが、後者につ
いては他に所見がない。

。飛騨国（特記す可き事なし）
。信濃国

雑稻中、興福寺料四万束は弘仁式と同一、この
寺料は外に上野国、下野国にもあつて計九万二千
束の減少を示しているから、弘仁式に於ては十万
束であつたと思われる。（弘仁式の畿内、東海道

中にこの寺の寺料があつたとは思われぬ）

。上野国

この国の公禱稻は貞観七年五月十七日に七万束
を増加した事か三大実録に見えるが、その後再び
整理されたと思えて、弘仁式三十万束と延喜式三
十五万束との差五万束と合わない。学生料一万束
これの類例としては陸奥国に学生料四万束、播磨
国に同千五百束があり、出羽国に国学生料二千束
がある。之は何れも当該国の国学の学生に給する
食料を支弁するものであろう。出羽国のみが国学
生料と終している点から、学生料と国学生料とを
區別して、前者を以て京都の大学の学生料と考へ
られないでもないが、之に照応すべき大学式の記
載のない点からこれは取らない。名称の異なる如
きさは注意に介すべきでない事は、これまでの例
から明かである。また、この国には弘仁式に於
ては薬師寺料一万束があつたが、これは貞観式又
は延喜式に於て判られてゐる。或いは東海道諸国
中の一國に移されたのかも知れないが、弘仁式の
断簡に欠ける所なので比較の仕林がない。尚、瀧

川博士が、占市收牛直四千三百十五束、に対する註に於て弘仁延喜主税式の「凡諸国牧馬不堪貢進者申官處却、浪雜皮直毎年出挙、用其息利以充貢馬經国之向及收秣馬料」を引いて、「二は占市官牧の牛を民間に拂下けたる直四千三百十五束を出挙して、貢馬国を経る向、及び牧の秣馬料に充つべき事を云えるならむ」と言われたのは誤解である。駿河国の項で述べた如く解すべきである。

。下野国（特記すべき事なし）
。陸奥国

当国の公廩稱は国司料の外に鑲官料を含んでゐる。これは天平宝字三年七月廿三日に設置された（三代格六）。国司料の方は弘仁式では五十一万一千二百束であるが、之は天長八年に十三万束増加された（類聚国史八回・天長）。その合計六十四万一千二百束は、その後延喜式まで変化なく受けがれてゐる。所が鑲官料の数字には、恐らく延喜式編者の犯した重複計算に基く誤りがあるようである。その詳細は既に指摘したことがあるので、結論だけのべれば、鑲官料公廩稱は七千五百

万三千二百七十八束、国司料と合算して、七十五万三千二百七十八束と訂正さるべきであらうと思ふ。そして、実はこの数値は、承和十一年九月八日の符に見えるものと同じである。祭塩竈神料一万束、学生料四千束、共に弘仁式と同一。出羽国

皇典講究所版校訂延喜式が当国の正税を九本、岡本、楠本によつて廿五万束とし、公廩を九本、近本、藤本によつて卅四万束とするのは、恐らく誤りで、新訂増補国史大系本の如く、享保本の通りに正税廿万束、公廩卅四万束とすべきであらう。弘仁式は正税十四万束、公解廿万束であるが、天長七年に正税六万束、公廩十四万が増加されており、（類聚国史八三・天長）、その結果、正税二十万束公廩卅四万となつて、そのまま変る事は無かつたと思われるからである。また、この国には弘仁式では国分寺料四万束があるのに延喜式に見えないのは不審である。中下国なら知らず、上国に於て国分寺料がないとは考えられず、恐らく脱落したものであらう。ありとすれば四万束かと思

われる。月山大物忌神祭料二千束、神宮寺料一千束、五大等常燈節供料五千三百束、四天王修法僧供養并法服料二千六百八十束、何れも他に所見がない。健兒粮料五万八千四百十二束、本稻の設定については弘仁五年正月十五日符に明かす、この国には射田がない為に健兒田が設置出来ず、それにかわるものとしてこの稻が設けられたのである。この符に示された年中新稻は一万一千三百廿八束で当時出拳の利は五割（陸奥、出）であるから、右に対する本稻は二万二千六百五十六束である。従つて弘仁式に見える二万六百五十六束は、「二千」の二字を脱したものであろう。尚、宮城榮昌氏は、五万八千四百十二束を三万八千四百束の誤りと見ておられる。（25）

四、北陸道諸国

。若狭国

この国は弘仁式以後設置の雑稻甲類、即ち文殊会料、池溝料、救急料の三種を除けば、完全に弘仁式と一致している。京法華寺料一万束、京法華

寺料は弘仁式、延喜式共に北陸道諸国の中の、佐渡国を除いた爾餘の国にのみ見られ、その總額も九万三千四百五十五束の同額である。その起原は不明

。越前国

加賀国は弘仁十四年越前国より分置されたもので、その際弘仁式所載の出拳稻は両国に分割されたのであろう。国文寺料、京法華寺料、葉分料の両国合計は何れも弘仁式と一致する。ただ正徳公廩は一致しないが、之は国を二分することこれらの費用は分割前より増大する事を意味している。

。能登国。越中国（持記すべき事なし）

。越後国

西陸寺料一万束は弘仁式より引き継いだもの、

神宮寺觀音院料四千束と共に沿由不明

。佐渡国

この国の国分寺料は前述の如く神護景雲二年以前、越後国に於て出拳した時代から一万束で、その額には変遷がなかりたようである。同寺新置葉師佛燈分料五百束、沿由不明。

五山陰道諸国

山陰道は一般に雜稻が少く、菟中寺料は丹波一
国にしか見えていないのが特徴である。

。丹波国

円成寺料一千束、鷄園寺料一千束、何れも不明。

尚、弘仁式にはこの国に左右馬寮料一万三千三
百卅三束があるが、之は延喜式には見えない。こ
の数字の千位以下が一萬束の三分の一に当ってい
る事は、山城国の交易筋直の場合と同様のケース
で、これらは三ヶ国の中の一國であつた為と思わ
れる。大学寮料八百束、之は前にかゝつた大学式
によつて知られる。所が元慶八年九月十四日の勅
(三代実録四六)によると、弘仁式の規定によつて、左
京職が錢を出奉し、その息利を以て学生薬料にあ
つべき事になつていた事が分り、しかもこの式が
元慶八年に據用実施されているのである。従つて
この学生薬料にあつべき出奉大学寮稻を丹後の国
に移したのは、この時以後の事であらう。

。但馬国

三代実録、元慶六年五月十一日條には、この国
の出奉總額が七十四万束なる事が見えている。弘
仁式の合計は七十二万束、延喜式のそれは七十四
万束、従つて弘仁式後二万束の増加を示し(元慶
以前と考えられる)、その後変る事なく延喜式に
及んだ事が知られる。

。因幡国。伯耆国。出雲国。石見国

。隱岐国(以上五国特記すべき事なし)

六山陽道諸国

当道は流石に交通関係の目に特徴を有している。

。播磨国

平等寺料一千束、沿由不明、施薬院料一万束、

悲田料と同性質のものであらうが、之も沿由不明。

美作国に一千束、計一万一千束ある。道橋料一万

束、美作に一千束、阿波に五百束の類例がある。

当該国内の道橋の修理維持費を支弁すべきもので
あらう。この国の薬分料と学生料との数字は諸本
に出入が多い。何れも一万五千束か或いは一千五
百束かであらうと思われるが、薬分料の方は他の

国の例から推しても、弘仁式に一万束とある点から考へても一万五千束であろう。学生料の方は上野に一万束の例がないでもないが、陸奥の四千束出羽の二千束から推すと、一千五百束が妥当のようである。

・美作国。備前国（特記すべき事なし）
・備中国

修造堰溝料一万七千束、前述の如くこの国には修理池溝料がない。弘仁式に既にこの目が存したので、その名称をかへる事なく、單に増額して池溝料としたものであろう。運藏寺料一千束、沿虫不明。

・備後国

鑄錢司俸料二万八千束、周防国に在る鑄錢司の俸料として出挙するもので、当国の外、周防国、伊予国に同額があり計八万四千束である。続後紀、承和二年三月十六日の條

鑄錢司言、被給俸料一分之人唯一千束、僅支

朝夕不足衣服、辻替之日无糧還京。右大臣毎

分、班拳正税十六万束於備後安芸周防長門豊

前等国、各三万二千束、以其息利至八倍給之、と見えてゐるが、文中既に一分之人とあるから、これ以前何らかの形で公廩稻の配分に預つていたであらうが、詳細は分らない。諸国に分けて出挙される林になつたのは恐らくこの時からであろう。

・安芸国

馭子粮料三万一千二百束、この起源を示すものは、類聚国史八三、承和五年五月九日條に見える次の記載である。

安芸国言、馭家十一处、馭家別馭子百廿人、山路險阻送迎繁多、良倍他国勞逸不等、始自今年減公廩穎加拳三万一千二百束、以彼息利充給馭子等食、許之

尚、当国の公廩稻に端数を生じたのはこの為で、今これを加えれば、廿六万束丁度となる。但し、之が承和の頃の公廩稻であつたとは必ずしも言い切れない。

・周防国（特記すべき事なし）

・長門国

兵粮料四万束、この国は軍團廢止後も延暦廿一

年に至つて軍団が復活している。西海道諸国に於ける衛卒料に相当するものと思われる。設置の時期は不明であるが、貞観十一年九月に豊浦団に軍穀二人、兵士数百人、下関に軍穀一人、兵士一百人を置いたのと關係があるかも知れない。尚、弘仁式によると正税八万束公廩十八万束、計二十六万束、延喜式では正税公廩各十一万束計二十二万束、その差額四万束が、兵糧料の四万束として現われているのではないかと思われる。

七 南海道諸国

。紀伊国

金剛峯寺料物五千六百十六束、同寺燈分并佛聖料

二千八百束、祐河寺料四百束、何れも沿由不明。

。淡路国

大和太国魂神祭料八百束、神名式大和国山辺郡に見える大和座太国魂神社三座の料稻であるうが沿由は不明。

。阿波国（特記すべき事なし）

。讃岐国

弥勒佛敬寺燈分料五百束、五大菩薩供養料二千束、何れも不明

。伊予国（特記すべきものなし）

。土佐国

修理安祥寺宝塔料五千束、文徳実録七、脊衝二年六月一日條に

詔、以安祥寺預於定額施稻一千束以充燈由と見えていたので、この寺が定額に預るとその料稻が設定された事が分るが、それとこの土佐国の料とは違つようである。この脊衝二年の一千束は寺の所在地たる山城国に於て出挙されたものと思われる（山城国項、円）、その後改変があつて山城国の分は削られ、またこの国に宝塔が建立されるに及んで、新たに土佐国にこの料が設定されるに前者の分も之に含ましめたものと思われる。又、朝野群載二六に、正税公廩雜稻の減省を請う覽弘元年十二月廿日の土佐国司の辭を収めているが、それによると、この国の出挙総額を五十三万八千六百八十八束也としている。之は延喜式の合計より一万束多いが、之は朝野群載の方に二と三の誤

字があると考うべきで、延喜式以後増したものは考之難い。

八西海道諸国

当道は大宰府という統轄官庁を恃つる爲に、他の地方に見られない目がある。即ち、府官公廨、修理府官舎料、衛卒業がそれである。而してこれらは何れも北中部の六ヶ国に限られており、他の三國二島と區別されている。また、国分寺料と俘囚料に端数の存する事も他の地方には見られない所である。

筑前国

修理觀世音寺料一万余、筑後にも同額あつて計二万余、設定の年代は不明である。府官公廨十五万余、府官公廨は大宰府官人の公廨にあてゐるもので、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後の六ヶ国に計百万束を数える。その国別の配当額は弘仁式と変りはない。この起源は定かではないが、国司の公廨の設置と同時か、乃至さほどおくれずして設置されたものである。天平宝字二年五月十六

日の大宰府の奏言に「承前公廨稻合一百々束」(統後)と見える事が之を証している。又、統後紀三、承和元年五月十三日條によれば、天長八年に一旦六国に配当する事を停止して、肥後一國で支弁する事にしたが、之は肥後一國の負擔があまり増大する結果となるので、四年後の承和元年に旧に復した事が知られる。衛卒料二万二千四百束、天長三年十一月三日の官符(三代格)によると、この日大宰府の奏言に基いて兵士が廢止され、選士と共に衛卒二百人が大宰府に設置された。即ち奏狀に、

此府者九國二島之所轄、夷民往來盜賊無時、追捕撿掠可有其備。加以兵馬廿匹飼丁草丁、賣上桑物所、作糞所、大野城修理等、旧例皆以兵士充。今商量置此二百人充件雜役以年相替、亟調備及給糧塩資丁一同仕丁。

と見える所から、その任務と待遇を知り得るが、この仕丁と同じ様に給せられる糧塩の料にあてゐる爲の財源がこの衛卒料であらう。この料の設定されてゐる範圍は府官公廨と等しく六國である。そ

の数字がすべて端数を有しているのは人別の糧料を細かに計算した結果であらう。この六ヶ国の合計は十二万八千四百三十一束、これから得る利稻合計は三万八千五百廿九束三把。薪卒の糧塩の額は仕丁と同じとして人別毎日米二升塩二勺（二勺）であるが、貞觀十八年三月十三日の官符に大野城衛卒糧米が四十人で毎月廿四斛とある事から計算すると、人別毎日米二升となり、塩の事は分らないが、米に關する限り確かに仕丁と同額である。之は稻に換算して四把、塩の人別毎日二勺は稻に換算して二十分の一把、そこで年三六〇日として一年間の每人の米塩料を出すると一四五束二把となるが、前にか、けた利稻をこの数で割つても、整数（人員数）を得られない。また逆に員数が天長以来の二百人に異同がないものと考えて之で一人あたりの毎日の料を割り出して見ると五把三分強となり、之も整数を得られない。且つ、またや、高きに失する。そこで延喜式にか、けられた数字には、或いは運送料も含まれているかも知れず、この数字から何かを求めんとする試みはあまり期待出来さう

もない。尚、この目の下に「隨日數有増減下皆同之」と割注があるが、之は陶年などを考慮に入れたものであらう。修理府官舎料六千束、これもやはり六ヶ国に配分されてその合計は四万束を数える。民部式下、蕃密儲料の條には、

其修理府中館舎料稻四万束、毎年出奉六国取
其息利充用。若利滿一万余者停奉。

と見えているが、これによつて見れば利稻を支弁した残が計一万余になれば出奉をしないでその一万余をそのまま、使用するのである。従つて、大体年間の府官舎の修理費を一万余束未満と考えていた事が知られる。

・筑後国。肥前国。肥後国。豊前国

・豊後国（特記すべき事なし）
・日向国

この国の倅囚料一千一百束は、或いは一千一百十束の誤りとも思われるが、西海道諸国の例の例と比較して見ると、一概にそうも言い切れない様である。またこの額は他の諸国の倅囚料と比較して少きに失するが、それは、統後紀十七承和十

四年七月十四日の條に

減省日向国伴囚祿料稻一万七千六百束。以俘

囚死盡存者員少也。

とある事が説明している。

・大隅国（特記すべき事なし）

・薩摩国

この国には修理池溝料がなく、修理官舎料二万束がある。全国的に設置され、壱岐嶋にすめ置かれた池溝料がないのはどうも不審であるし、二万束という額が中国の修理池溝料に合致する所から推して、すこし大膽ではあるが、私は之を修理池溝料の誤記と解し度い。同じく中国であり、公廩稻の額も等しく、田積も大差のない隣国大隅国の雜稻甲類と比較して見るとうなずけると思うのである。国分寺十一面觀世音菩薩燈分料一千五百束
沿由不明。

・壱岐嶋

この嶋の正税五千束とあるのは、一万五千束の一万を脱したのではないかと思われるが（弘仁式束）推測に留まる。嶋分寺料、文殊金料之にもは

い。前者は肥前国に於て出挙し後者の分は、救急稻利税の三分の一のみで支弁したのであらう。

・対馬嶋

この嶋は正税三千九百廿束のみであり、それもありにも低額である。その事情はよく分らない。

註

1 「延喜稻の構成」と題する別稿を用意している。尚、延喜稻とは延喜主税式に見える諸国出挙本稻の略称で、沢田吾一氏の『奈良朝時代民政経済の史的研究』に於ける用法を踏襲したものである。

2 拙文「延喜稻數量の誤り」（日本厂史64）。

3 皇典講究所版『校訂延喜式』が「諸国出挙正税公廩雜稻」と訓んでいるのは明らかで、「諸国出挙正税公廩雜稻」と誌すべきである。

4 弘仁元年六月廿三日符その外。

5 「律令時代の財政に関する研究」（史学雑誌60-10、11、12）。

6 ただし、当時一国の支出がすべて出挙の利に

よつてまかなわれたという訳ではない。そのこ
 とはこの官処分文面からも分るし、また、天
 平正税帳によつても明らかである。

7 論定については註14所掲水野氏論文参照。

8 新訂増補国史大系本ではこの部分を「其論定
 公麻皮雑色等稻出拳息利」と訓み、論定を動詞
 にこつているが、これではその直前の「其」字
 の落着きが悪いし、また、後紀大同元年正月廿
 九日条などによつて見ても、これを動詞に訓む
 ことは無理である。

9 前記天平神護二年の符に国分寺堂塔の朽損の
 甚だしいことを述べ、宜しく造寺料稲を以て且
 らく修理を加うべし、と令しているから、この
 頃には造国分寺料稲が修理国分寺料となつたら
 しいと解する向きもあるが、これ以後に於ても
 例えは神護景雲二年に佐後造国分寺料稲の如き
 用例があるから、これは成立しない。

10 類聚三代格、承和七年三月十四日符。尚、続
 後紀、承和二年四月五日条に見える「勅令天下
 諸国修文殊會、其食料者毎年割取救急料利三分

之一充用」の記載に基いて、救急稲利の三分の
 一を食料に充てることが承和二年に始まつたと
 解する向きもあるが、これは承和七年の符によ
 く吟味すると、承和二年に重ねて令せられたも
 のであつて、承和二年が最初でないことが分る。
 救急料と国の等級との関係を表示すると次の
 如くである。

	大 国	上 国	中 国	下 国
13 (万束)		1		
12	7			
10		1		
8		15		
7 余		1		
7	1			
6	3	6	4	
5 余	1			
4 余		1	1	
4	1	4	1	
3		2	4	3
2 余		1		
2		2		2
1 余		1		
1				1
1 未滿				2
なし			1	1

この中から類例の一つしかない数字を除去して
 見ると、次表の如く整理される。そこでその中

	大 国	上 国	中 国	下 国
12(万束)	* 7			
8		* 15		
6	^ 3	6	* 4	
4		^ 4		
3		2	^ 4	* 3
2		2		2

の最高のもの、*印)を取ると、大
 国十二万束、上国
 八万束、中国六万
 束、下国三万束を
 得る。これが当初
 の額で、後世減額
 したものと考えら
 れる。

半額に当るもの(△印)が比較的多いのも右の
 推測を助けよう。上国の八万束を九万束にすれ
 ば、比率は四、三、二、一となって公廩税の修
 理池溝料の場合と一致するが、八万束が十四ヶ
 国もあるのに、九万束の国が一国もないことは
 とう考える上に頗る不利である。

12 瀧川政次郎博士「弘仁主税式註解」(法学新
 報才三六卷・才三七卷)。

13 註2掲載論文。

14 水野柳太郎氏「大安寺の食封と出挙稻」(続

日本紀研究212頁(12)。

15 註2掲載論文。

16 品物が完全に一致せず、価格も不明であるし、
 三国の雑用支出は常陸一国の雑用支出よりも当
 然多くなる訳でもあるから、交易料に割かれる
 部分のみの本当の比は分らない。

17 本策に於いて各国別の記載順序は、正税・公
 廩・国分寺料、他の寺料、文殊会料、その他、
 の順を通例とする。

18 註12掲載論文。

19 註2掲載論文。

20 延喜式の研究「史料篇」16六六五〜六頁。

21 弥永貞三氏「仕丁の研究」(史学雑誌60)4

参照。